

引き上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる
 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

消費税率が引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分（地方消費税交付金の17分の7に相当する額）については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費にあてるものとされています。
 令和3年度北方町一般会計における社会保障施策経費への充当状況は以下のとおりです。

(歳入)

・地方消費税交付金（社会保障財源化分） 239,376 千円

(歳出)

・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 1,947,020 千円

(単位：千円)

事業名	経費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国県支出金	町債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他	
社会福祉	総合福祉事業	38,485	561	0	0	9,606	28,318
	障がい者福祉事業	351,808	262,917	0	0	22,515	66,376
	老人福祉事業	33,385	0	0	0	8,456	24,929
	福祉医療事業	193,534	90,030	0	0	26,216	77,288
	児童福祉事業	610,611	429,245	0	1,114	45,656	134,596
	小計	1,227,823	782,753	0	1,114	112,449	331,507
社会保険	国民健康保険事業	125,268	67,209	0	0	14,706	43,353
	介護保険事業	299,825	15,127	0	106,842	45,049	132,807
	後期高齢者医療事業	203,487	25,590	0	0	45,059	132,838
	小計	628,580	107,926	0	106,842	104,814	308,998
保健衛生	母子保健事業	22,637	1,369	0	0	5,387	15,881
	疾病予防事業	48,309	352	0	0	12,147	35,810
	健康増進事業	19,671	1,593	0	0	4,579	13,499
	小計	90,617	3,314	0	0	22,113	65,190
合計	1,947,020	893,993	0	107,956	239,376	705,695	

※事務費及び人件費は、事業費から除外しています。